

令和7年度 新潟市空き家活用推進事業

市が進める施策における空き家の有効活用等を促進することを目的として、空き家の利活用を行う者に対し、その費用の一部を補助するものです



地域活動活用タイプ

令和7年4月17日（木）から先着順で申請受付

目的

空き家や除却後の跡地が、地域の課題解決や活性化に向けた地域活動の拠点として、有効に活用される

補助率	1 / 3	補助上限額	活用	100万円 <small>耐震補強する場合 200万円</small>
			跡地活用	50万円

<申請の流れ>

工事着手前に手続きが必要です！



補助事業の要件

- ・事業実施後の活用及び管理方法などについて、事業実施後の管理主体の同意（申請者が自ら管理を行う場合にあっては、その会則等にのっとり、申請者の構成員の合意）が得られていること
- ・補助事業の実施及び事業実施後の活用について、空き家の所有者の承諾が得られていること（申請者以外に当該空き家の所有者がいる場合に限る）
- ・事業実施後の活用について、10年以上継続して行う予定であること
- ・補助事業の内容及び事業実施後の活用などにおいて、関係法令を順守して行われるものであること

活用	空き家を活用するために対象リフォーム工事を行うこと
----	---------------------------

跡地活用	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家の跡地を活用するために対象解体工事を行うこと ・跡地の活用について、跡地の所有者の承諾が得られていること（申請者以外に当該跡地の所有者がいる場合に限る）
------	---

<対象外となるもの>

- ・事業内容が、政治、宗教又は選挙活動を目的とするもの
- ・事業内容が、公序良俗に反するなど適当でないと認められるもの
- ・事業により生じた利益、残余財産等を構成員に分配するもの
- ・事業の対象となる空き家の権利関係が不明確であるもの

<p>対象リフォーム工事 ・解体工事の要件</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域活動の拠点として活用するために必要な改修や解体であること 2. 補助金の交付の決定を受けた後に着手する工事であること 3. 補助対象経費の合計が10万円以上であること 4. 市内に本社、本店、支店若しくは営業所を有する法人（工事見積書の内訳証明書及び契約書において市内の住所が確認できるものに限る。）又は市内に住所を有する個人事業主に発注するものであること ※ 法人の場合は、対象工事は自社によるものでないこと
-------------------------------	---

<p>空き家※の要件</p> <p>※申請前3か月以上の間そのすべてが常態として居住・使用されていない ※建設から1年以上経過し、居住・使用されたことがある</p>	<p>活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・長屋又は共同住宅でないこと ・登記の全部事項証明書（建物）又は登記情報サービスによる登記情報により空き家の所在が確認できるものであること
	<p>跡地活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・登記の全部事項証明書（建物）、登記情報サービスによる登記情報、固定資産税明細書又は固定資産課税台帳（名寄帳）等により空き家の所在が確認できるものであること

<p>補助対象経費</p>	<p>空き家の対象リフォーム工事に係る経費 空き家の対象解体工事に係る経費 外構工事に係る経費（上記工事と併せて実施するもの）</p>
---------------	---

<対象外となる経費>

- ・消費税及び地方消費税相当額
- ・他の助成事業と補助対象経費を重複して補助金交付を受けている又は受ける予定のもの
- ・土地又は建物の購入に係るもの
- ・その他補助の対象として市長が不相当と認めるもの

<対象外となる経費（リフォーム工事）>

- ・家具（カーテン及びブラインドを含み、造り付けのものを除く）、電化製品（エアコンを含む）、暖房器具及び照明器具等の備品に係るもの
- ・電信、電話及び通信等設備に係るもの（建物内の工事に係るものを除く）
- ・下水道接続及び浄化槽設置並びに雨水浸透ます及び雨水タンクの設置に係るもの
- ・太陽光発電システム及びペレットストーブの設置に係るもの
- ・ハウスクリーニング、排水管清掃、シロアリ駆除、設計、工事監理及び申請手数料など

<対象外となる経費（解体工事）>

- ・家具、電化製品、暖房器具及び照明器具等の備品の処分に係るもの
- ・建物の解体、撤去、処分及び併せて実施する外構工事以外の工事に係るもの

申請者の要件

- ・以下のいずれかに該当するもの
 - 1 協議会・・・・・・新潟市区自治協議会条例第2条第2項第1号に規定する地域コミュニティ協議会
 - 2 自治会・・・・・・新潟市自治会等事務委託要綱第2条に規定する自治会等
 - 3 その他の団体・・主として市内で活動を行う営利を目的としない団体
 - 4 補助事業を行う空き家の所有者（個人に限る。）
 - 5 空き家の所有者から補助事業の実施について承諾を得た個人
- ・暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと
- ・市税を完納していること

<その他の団体の要件>

- 1 市内に主たる活動拠点を有する団体で、市内に在住、在勤又は在学する者2名以上の構成員を有すること
- 2 事業の実施から実績報告まで遅滞なく履行できること
- 3 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体でないこと
- 4 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体でないこと
- 5 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体でないこと

事業計画書に必要な書類

- 事業計画書（要綱別記様式第1号）
- 事業計画の概要（要領別記様式A）
- 活用内容及び工事の概要が分かる書類（任意様式）

<活用>

- 当該空き家の登記の全部事項証明書（建物）又は登記情報サービスによる証明書（申請前3か月以内に発行されたもの）

<跡地活用>

- 当該空き家の登記の全部事項証明書（建物）、登記情報サービスによる登記情報、固定資産税明細書又は固定資産課税台帳（名寄帳）の写し（いずれか1つ）等

補助金交付申請に必要な書類

- 補助金交付申請書（要領別記様式第1号）
 - 対象リフォーム工事に係る工事見積書（請負契約書）の内訳証明書（要領別記様式第1号の2）
 - 耐震改修計画書（要領別記様式第1号の3）、耐震改修に係る図面及び計算書【耐震改修を行う場合】
 - 当該空き家の全景写真（申請時点の状況が確認できるもの）
 - 対象リフォーム工事を行う場所の現況を示す写真【リフォーム工事が補助対象の場合】
 - 対象解体工事を行う場所の現況を示す写真【解体工事が補助対象の場合】
 - 外構工事を行う場所の現況を示す写真【外構工事が補助対象の場合】
 - 新潟市制度用の納税証明書（申請した年度に発行されたもの）
※自治会・町内会、地域コミュニティ協議会等は除く
 - その他市長が必要と認めるもの
- <法人が申請する場合>
- 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書（要領別記様式第3号）
 - 法人の登記事項証明書

実績報告に必要な書類

- 実績報告書（要領別記様式第2号）
- 補助事業を含む工事請負契約書の写し
- 補助対象経費の支払いが確認できる書類（領収書の写し、銀行の振込明細書の写し、通帳の写し、その他これらに類するもの）
- 対象リフォーム工事を行う場所の工事前写真（申請時点の状況が確認できるもの）
【リフォーム工事が補助対象の場合】
- 対象リフォーム工事が行われた場所の工事後写真【リフォーム工事が補助対象の場合】
- 対象解体工事が行われた場所の工事後写真【解体工事が補助対象の場合】
- 外構工事が行われた場所の工事後写真【外構工事が補助対象の場合】
- 申請書類から変更した内容が確認できる書類（軽微な変更があった場合に限る。）
- 耐震改修工事証明書（要領別記様式第2号の2）及び耐震改修工事の工事写真【耐震改修を行った場合】
- 建築基準法第6条第4項に規定する確認済証の写し（対象リフォーム工事の実施にあたり、同条第1項に規定する確認の手続きが必要な場合に限る。）
- 新潟市制度用の納税証明書（交付申請書に添付できなかった場合）
※自治会・町内会、地域コミュニティ協議会等は除く
- その他市長が必要と認めるもの

（問い合わせ・書類郵送先）

新潟市建築部住環境政策課 空き家対策・活用推進室

住所：〒951-8554 新潟市中央区古町通7-1010 古町ルフル6F

電話：025-226-2813（直通） FAX：025-229-5190 Email：jukankyo@city.niigata.lg.jp